

選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対する実費弁償報酬の基準（総括表）

区 分	選挙運動のために使用する労務者	選 挙 運 動 に 従 事 す る 者	
		選挙運動のために使用する事務員及び専ら車 上等における選挙運動のために使用する者	左記以外の者
<b>(1) 実費弁償</b>			
a 鉄道賃	実 費 額	同 左	同 左
b 船 賃	実 費 額	同 左	同 左
c 車 賃	実 費 額	同 左	同 左
d 宿泊料	1夜につき 20,000円 (食事料を除く)	1夜につき 23,000円 (食事料2食分を含む)	同 左
e 弁当料	支給できない	一食につき 1,500円 1日につき 4,500円 (弁当提供の場合はその実費を差し引く)	同 左
f 茶菓料	支給できない	1日につき 1,000円	同 左
<b>(2) 報 酬</b>			
a 日 額	1日につき 10,000円 (弁当提供の場合はその実費を差し引く)	(1) 事務員 1日につき 15,000円 (2) 車上運動員、手話通訳者、要約筆記者 1日につき 20,000円 (届け出た者に限る)	支給できない
b 超過勤務手当	1日につき 5,000円	支給できない	同 左